

証券コード 7364
(電子提供措置開始日)2025年3月6日
(発送日)2025年3月13日

株 主 各 位

沖縄県中頭郡中城村字南上原1112番地1
琉球アスティーダスポーツクラブ株式会社
代表取締役会長兼社長 早川 周作

第7期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

当社は、第7期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第7期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

【当社ウェブサイト】

<https://ryukyuasteeda.jp/ir/>

電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（琉球アスティーダスポーツクラブ）または証券コード（7364）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいようお願い申し上げます。

【東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

なお、当日ご出席されない場合は、書面（郵送）により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2025年3月27日（木曜日）午後6時までに到着するようご返送ください。

本株主総会におきましては、議事を円滑かつ効率的に行うとともに、議場における報告事項（監査報告を含みます）及び議案の詳細等の簡素化を検討し、開催時間の短縮を図る予定です。

ご理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2025年3月28日（金曜日）
午後3時30分（受付開始 午後3時）
2. 場 所 （会場名）ホテル コレクティブ 2階 大宴会場
（住 所）沖縄県那覇市松尾2丁目5番地7号
（会場につきましては、末尾の「株主総会会場ご案内図」
をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項
1. 第7期（2024年1月1日から2024年12月31日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役
会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第7期（2024年1月1日から2024年12月31日まで）
計算書類報告の件

決議事項

議 案 監査役2名選任の件

以上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎郵送による議決権行使の際は、議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、2025年3月27日（木曜日）午後6時の行使期限までに到着するようにご返送ください。
- ◎議案につき賛否の表示のない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取扱いたします。
- ◎会場には、株主様のみご入場できます。同伴者様はご入場できませんのでご了承ください。
- ◎入場は先着順とさせていただき、満席となった場合は入場をお断りすることがございます。あらかじめご了承ください。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合及び、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類に修正が生じた場合、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- ◎その他、株主様へのご案内事項につきましては、当社ウェブサイト（<https://ryukyuasteeda.jp/ir/>）に掲載いたします。当社ウェブサイトより適宜最新情報をご確認くださいようお願い申し上げます。
- ◎当日のお土産の配付はございません。

事業報告

自 2024年1月1日
至 2024年12月31日

1. 企業集団の現況

(1) 事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、緩やかに回復傾向にあります。一方で、ロシアのウクライナ侵攻の長期化に伴う原材料価格の高騰や、急速な円安が助長する物価高、人手不足による人件費の増加が続くなど依然として不透明な状況であります。飲食業界全体もこのような経済環境を反映し、原価、人件費等の経費が増加するなど、外部環境は依然として厳しい状態にあります。

当社はこのような環境下においても、「夢への道を拓き、明日を照らす光となる。」というミッションのもと、「沖縄から世界へ」を合言葉に各事業を展開してまいりました。

当社グループの業績におきましては、当連結会計年度の売上高は589,144千円（前連結会計年度比+1.7%）、営業損失は86,843千円（前期は営業損失95,815千円）、経常損失は89,690千円（前期は経常損失94,531千円）、親会社株主に帰属する当期純損失は90,669千円（前期は親会社株主に帰属する当期純損失95,660千円）となりました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

(スポーツ関連事業)

スポーツ関連事業におきましては、Tリーグ2023-2024シーズンにおいて、琉球アスティータは惜しくも2年連続のTリーグ優勝を逃しました。8月に開幕しましたTリーグ2024-2025シーズンにおいては、琉球アスティータは2025年1月末時点でし烈な首位争いをしております。パリ五輪の開催等で卓球及びTリーグの認知度も向上する中で、スポンサーやファンの関心の高まりもありましたが、売上高は179,291千円（前期比△40.1%）、セグメント損失は116,863千円（前期はセグメント損失19,884千円）となりました。

(飲食事業)

飲食事業におきましては、直営が5店舗、フランチャイズが4店舗を運営しております。経済活動は徐々に回復傾向にある中、原材料費や人件費の高騰もあり、売上高は165,963千円（前期比△13.9%）、セグメント損失は27,719千円（前期はセグメント損失8,976千円）となりました。

(アスティーダサロン事業)

2023年5月より運営を開始しているアスティーダサロンの運営は2024年度に会員数が326社となった結果、売上高は243,889千円（前期比180.5%）、セグメント利益は169,784千円（前期比197.4%）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度において、重要な設備の新設及び除却等はありません。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度において、以下のとおり金融機関から資金の借入れによる資金の調達を行いました。

・金融機関からの借入れによる資金調達

借入先	株式会社沖縄銀行
借入金額	30,000千円
借入実行日	2024年8月23日
借入期間	2024年8月23日から 2025年8月22日まで
借入利率	年2.850%
担保等の有無	無担保
財務制限条項	なし

④ 重要な企業再編等の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第6期 2023年1月1日から 2023年12月31日まで	第7期(当連結会計年度) 2024年1月1日から 2024年12月31日まで
売上高(千円)	579,196	589,144
経常損失(△)(千円)	△94,531	△89,690
親会社株主に帰属する当期純損失(△)(千円)	△95,660	△90,669
1株当たり当期純損失(△)(円)	△59.06	△55.98
総資産(千円)	286,158	160,038
純資産(千円)	△238,112	△328,781
1株当たり純資産(円)	△147.26	△203.24

(注) 第6期より連結計算書類を作成しておりますので、第5期以前の状況は記載しておりません。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第4期 2021年1月1日から 2021年12月31日まで	第5期 2022年1月1日から 2022年12月31日まで	第6期 2023年1月1日から 2023年12月31日まで	第7期(当事業年度) 2024年1月1日から 2024年12月31日まで
売上高(千円)	444,535	435,214	501,567	512,387
経常損失(△)(千円)	△115,420	△185,228	△93,966	△86,857
当期純損失(△)(千円)	△117,074	△261,695	△96,108	△87,627
1株当たり当期純損失(△)(円)	△82.30	△174.69	△59.34	△54.10
総資産(千円)	455,578	310,644	255,590	128,446
純資産(千円)	△61,275	△120,172	△216,281	△303,908
1株当たり純資産(円)	△41.05	△74.44	△133.78	△187.88

(注) 1. 1株当たり当期純損失(△)は、期中平均発行済株式数(自己株式を控除した株式数)により、1株当たり純資産は期末発行済株式数(自己株式を控除した株式数)により算出しております。

2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第5期の期首から適用しており、第5期以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 出資比率	主要な 事業内容
九州アスティーダ株式会社	11,000千円	97.67%	プロ卓球チームの運営

(4) 対処すべき課題

当社の対処すべき課題は以下のとおりであります。

① 人材の確保及び育成

当社におきましては、スポーツ関連事業でのスポンサー獲得のための営業活動、ファンの満足度向上のためのイベント企画、Tリーグの興行運営だけではなく、アスティーダサロン会員向けの顧客サービス、さらには飲食店舗の運営のための人材の確保とその育成が重要な課題となります。新卒採用・中途採用のみならず、アルバイトの社員登用などを積極的に行うとともに、教育・研修の強化を図りながら、社員・アルバイトの教育・育成に取り組んでまいります。

② 店舗の展開

当社が展開する飲食事業は、原材料や人件費の高騰が続いており、お客様ニーズの多様化など厳しい事業環境にあります。加えて、お客様の飲食スタイルが大きく変化することも見込まれることから、店内飲食だけではなく、テイクアウト・デリバリーなど多様な利用ニーズにも対応することが重要であると考えております。

また、安定的な収益基盤を構築していくためには、既存店舗における充実したサービスの提供と店舗展開の見直しが重要な課題であると考えております。

③ 事業資金の確保について

新型コロナウイルスの影響拡大時に事業資金を確保するために、金融機関からの借入金による調達を行っておりますが、今後につきましては、営業キャッシュ・フローの獲得により借入金の返済を進めるとともに、資金調達手段の多様化に積極的に取り組むことにより、中長期的に安定した成長が可能な財務体質の強化を図ってまいります。

(5) 主要な事業内容（2024年12月31日現在）

当社は、「沖縄から世界へ」を合言葉に、スポーツの力で社会貢献をしていくことを目指しています。私たちの活動と、世界で活躍する選手たちに刺激を受けた沖縄の子どもたちが、スポーツに興味を持ち、卓球を含む様々なスポーツを楽しむことで、優秀な選手を育成・輩出する場所を作っていきます。その先で、琉球アスティーダが日本だけでなく世界でも知られるビッグクラブとなることを目標に掲げています。そのことにより、沖縄の魅力がより広く世界に知られ、地域創生に繋がる活動を継続してまいります。

また前期からは、会員制経営者コミュニティサロンである「アスティーダサロン」を運営しております。

セグメント区分	主 要 業 務
ス ポ ー ツ 関 連 事 業	卓球事業（スポンサー収入、卓球教室収入、グッズ収入、ファンクラブ収入、チケット収入、クラブトークン収入、Tリーグ配分金・運営受託収入等）、その他
飲 食 事 業	バル形態を中心とした飲食店の運営、イベントへの参加、フランチャイズ本部
アスティーダサロン事業	会員制経営者コミュニティサロンの運営

(6) 主要な営業所（2024年12月31日現在）

部 門	名 称	所 在 地
本 社	本社	沖縄県中頭郡中城村字南上原1112-1 オーシャンビュー松山Ⅱ B1F
事務所	那覇事務所	沖縄県那覇市安里381-1 ZORKS沖縄
飲 食 舗	「バルコラボ肉バル」 沖国大前店	沖縄県宜野湾市宜野湾3-1-23 1F
	「いちやりばコラボ」北谷店	沖縄県中頭郡北谷町美浜3-3-3 1F
	「MEAT & PIZZAバルコラボ」 那覇天久店	沖縄県那覇市天久2-2-5 ファミリー天久 1F
	「バルコラボ」那覇新都心店	沖縄県那覇市おもろまち4-6-17 おもろパークテラス 2F
	「バルコラボ」県庁前店	沖縄県那覇市泉崎1-11-2 ダイワロイネットホテル沖縄県庁前 1F
卓 球	琉球アスティーダ アカデミー卓球場	沖縄県中頭郡中城村字南上原823-4
子会社	九州アスティーダ株式会社	福岡県大野城市紫台2-5

（注）「いちやりばコラボ」北谷店、「MEAT & PIZZAバルコラボ」那覇天久店については
2025年1月より営業を停止しております。

(7) 従業員の状況（2024年12月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

セグメントの名称	従業員数（名）	前期末比増減
スポーツ関連事業	6	1
飲食事業	6	△4
アスティーダサロン事業	2	－
全社（共通）	2	－
合計	16	△3

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
15（35）名	2名減（6名減）	32.0歳	2.5年

（注）従業員数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（2024年12月31日現在）

借入先	借入金残高（千円）
株式会社 沖縄銀行	68,433
沖縄振興開発金融公庫	62,118
株式会社 商工組合中央金庫	30,500
株式会社 鹿児島銀行	18,324
株式会社 琉球銀行	12,026
株式会社 沖縄海邦銀行	7,560
合計	198,961

2. 株式の状況（2024年12月31日現在）

- | | |
|----------------|------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 4,500,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 1,619,700株 |
| (3) 株主数 | 199名 |
| (4) 大株主（上位11名） | |

株主名	所有株式数	株式総数に対する所有株式数の割合（％）
早川 周作	863,900株	53.33
佐野 健一	85,600株	5.28
MTGV投資事業有限責任組合	60,000株	3.70
岡田 晃男	45,000株	2.77
株式会社Local Power	30,000株	1.85
荒生 智啓	27,000株	1.66
内藤 忍	27,000株	1.66
五十部 紀英	27,000株	1.66
砂田 和也	27,000株	1.66
西川 慶	27,000株	1.66
サイブリッジグループ株式会社	27,000株	1.66

（注）自己株式は保有しておりません。

3. 新株予約権の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として
交付された新株予約権の状況

		第 1 回 新株予約権		第 3 回 新株予約権	
発 行 決 議 日		2019年 3 月 29 日		2020年 1 月 30 日	
新 株 予 約 権 の 数		2,000個 (注) 1		18,000個	
新株予約権の目的となる 株 式 の 種 類 と 数		普通株式 60,000株 (新株予約権 1 個につき 30 株) (注) 1		普通株式 18,000株 (新株予約権 1 個につき 1 株)	
新株予約権の払込金額		無償		新株予約権 1 個当たり 8 円	
新株予約権の行使に際して 出資される財産の価額		新株予約権 1 個当たり 334円 (1 株当たり 11 円) (注) 1		新株予約権 1 個当たり 492円 (1 株当たり 492 円)	
行使することができる期間		2021年 4 月 27 日から 2029年 3 月 28 日まで		2020年 1 月 31 日から 2030年 1 月 30 日まで	
行 使 の 条 件		(注) 2		(注) 2	
役員の保有状況	取締役(社外取締役を除く)	新株予約権の数(注) 1	400個	新株予約権の数	17,000個
		目的となる株式数(注) 1	400株	目的となる株式数	17,000株
		保有者数	2 名	保有者数	2 名
社外取締役	社外取締役	新株予約権の数(注) 1	300個	新株予約権の数	0 個
		目的となる株式数(注) 1	300株	目的となる株式数	0 株
		保有者数	2 名	保有者数	0 名
監査役	監査役	新株予約権の数(注) 1	100個	新株予約権の数	1,000個
		目的となる株式数(注) 1	100株	目的となる株式数	1,000株
		保有者数	1 名	保有者数	1 名

(注) 1. 2019年11月13日開催の取締役会決議により、2019年11月22日付で普通株式 1 株につき 30 株の株式分割をしておりますが、上記「新株予約権の数」、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」、及び「役員の保有状況」は、当該株式分割前の「新株予約権の数」、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」、及び「役員の保有状況」を記載しております。なお、当該株式分割により、新株予約権①の「新株予約権の数」は 60,000 個、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」は新株予約権 1 個当たり 334 円(1 株当たり 334 円)、「役員の保有状況」は取締役 12,000 個 12,000 株、社外取締役 9,000 個 9,000 株、監査役 3,000 個 3,000 株にそれぞれ調整されております。

2. 新株予約権の行使条件は次のとおりであります。

- (1) 本新株予約権の割当日において当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員（以下「当社の取締役等」という。）のいずれかの地位を有していた本新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役等のいずれかの地位を有することを要する。ただし、任期満了もしくは定年退職の場合又は、その他本新株予約権者の退任もしくは退職後の権利行使につき正当な理由があると当社取締役会の決議により認めた場合は、この限りではない。
- (2) 本新株予約権者は、当社普通株式がいずれかの株式公開市場に上場した場合のみ本新株予約権を行使することができる。ただし、当社取締役会の決議により認めた場合は、この限りでない。
- (3) 本新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認められないものとし、当該本新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。
- (4) 本新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、本新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。
- (5) 本新株予約権の割当日において当社の取締役等のいずれかの地位を有していた本新株予約権者が、当社の取締役等のいずれの地位も有しなくなった場合（任期満了もしくは定年退職の場合を除く。）、当社は、当社取締役会の決議で当該本新株予約権の権利行使を認めることがない旨を決定することができる。この場合においては、当該本新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況（2024年12月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役 会長兼社長	早 川 周 作	九州アスティーダ株式会社 取締役
取 締 役	照 屋 成 次	スポーツ関連事業本部長 飲食事業本部長
取 締 役	田 野 口 浩 太	CF0管理本部長
取 締 役 (社外)	東 俊 介	株式会社アーシャルデザインInnovation事業部事業 責任者 株式会社MAGNET取締役 株式会社北國銀行ハンドボール部 監督
取 締 役 (社外)	上 原 仁	CoalisInc. ジェネラルパートナー 国立大学法人神戸大学客員教授
取 締 役 (社外)	川 名 廣 季	株式会社JoB-up 代表取締役
常 勤 監 査 役	幸 家 秀 男	
監 査 役 (社外)	山 下 翔 一	一般財団法人カブジチコンソーシウム代表理事 株式会社サガブリンディング取締役 一般財団法人全世界シンクロ・アート財団理事 環境省主導国家プロジェクト「地域循環共生圏」参 画 クラファン株式会社 社外取締役 一般社団法人おうえんフェス理事・会長 ごちつぶ株式会社取締役会長 株式会社TRAYD INNOVATION社外取締役 株式会社日本情報セキュリティ代表取締役 株式会社NINJA SYSTEMS取締役 NEO ASIA JAPAN株式会社取締役・球団GM 推し旅株式会社取締役
監 査 役 (社外)	中 村 直 樹	RSM清和監査法人パートナー、IPO支援室最高責任者

- (注) 1. 取締役 東俊介氏、上原仁氏、川名廣季氏は社外取締役であります。
2. 監査役 山下翔一氏、中村直樹氏は、社外監査役であります。
3. 監査役 山下翔一氏は、ベンチャー企業の創業者として経営及び財務における豊富な経験と幅広い見識を有しております。

4. 監査役 中村直樹氏は、公認会計士であります。公認会計士としての財務・会計に関する豊富な経験と幅広い見識を有しております。
5. 当連結会計年度中に退任した取締役は次の通りであります。

氏 名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当及び 重要な兼職の状況
山本 吉大	6月30日	辞任	取締役飲食事業本部長 株式会社洗陽ホールディングス代表 取締役 公益財団法人大吉財団 理事長 公益社団法人 OMOIYARI プロジェクト 理事 公益社団法人関西ニュービジネス協議会 理事

6. 当連結会計年度中の取締役の地位の異動はありません。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限定額は、法令が定める額であります。

(3) 取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	31,560 (3,600)	31,560 (3,600)	—	—	7 (3)
監 査 役 (うち社外監査役)	4,800 (3,000)	4,800 (3,000)	—	—	3 (2)
合 計 (うち社外役員)	36,360 (6,600)	36,360 (6,600)	—	—	10 (5)

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の金銭報酬の額は、2021年3月30日開催の第3期定時株主総会において年額200,000千円以内と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、4名（うち、社外取締役は2名）です。
3. 監査役の金銭報酬の額は、2021年3月30日開催の第3期定時株主総会において年額100,000千円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は1名（うち社外監査役1名）です。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等との重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外役員の重要な兼職先と当社との間には、特別の利害関係はありません。

② 社外役員の主な活動状況

区 分	氏 名	取締役会出席状況	監査役会出席状況	社外取締役等に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	東 俊 介	88% (15回／17回)	—	元ハンドボール日本代表としてスポーツ業界に関する豊富な知見を活かし、スポーツビジネスに関する発言を積極的に行い、取締役としての役割、責務を十分に発揮しており、当社のスポーツビジネスの価値の向上に寄与されています。
取締役	上 原 仁	76% (13回／17回)	—	経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営戦略、リスク管理、財務等に関する発言を積極的に行い、取締役としての役割、責務を十分に発揮しております。また、取締役会の意思決定の妥当性、相当性を確保するための助言・提言を行う等、当社のコーポレート・ガバナンス強化にも寄与されています。
取締役	川 名 廣 季	100% (17回／17回)	—	経営者としての豊富な経験と知識に基づき、経営全般にわたる助言・提言を積極的に行うなど、当社の事業価値の向上に寄与されています。
監査役	山 下 翔 一	82% (14回／17回)	82% (14回／17回)	企業等の創業に関わってきた経営者としての経験と知識に基づき、当社の経営に対する実効性の高い監督及び、経営全般にわたる発言を積極的に行うなど、十分な役割・責務を果たし、企業価値の向上に寄与されています。
監査役	中 村 直 樹	100% (17回／17回)	100% (17回／17回)	公認会計士としての経験と知識に基づき、リスク管理、財務等に関する発言を積極的に行い、当社の経営に対する実効性の高い監督等に、十分な役割・責務を果たされています。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 監査法人FRIQ

(2) 報酬等の額

(単位：千円)

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	11,000
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	11,000

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査とその他の監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

当該事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合のほか、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事項に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(5) 会計監査人が現に受けている業務停止処分

当該事項はありません。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下の通りであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. 当社は、法令遵守を経営の最重要課題として位置づけ、「倫理・コンプライアンス規程」に基づき、これに定められた基本方針、行動基準を、役員・従業員全員が遵守するよう徹底することとする。
- ロ. 「倫理・コンプライアンス規程」は共有フォルダに掲示するほか研修・勉強会等を通じて役員・従業員に徹底し、これらの遵守を図ることとする。
- ハ. 「取締役会規程」に基づき、取締役会を原則月1回、その他必要に応じて随時開催し、当社の経営上の重要事項を報告・審議・決定するとともに、各取締役は相互にその業務執行を監督することとする。
- ニ. 取締役が他の取締役の法令・定款違反行為を発見した場合は直ちに監査役及び取締役会に報告し、その是正を図ることとする。
- ホ. 取締役が重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査役に報告するとともに、その旨を遅滞なく取締役会において報告することとする。
- ヘ. 法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内報告体制として社内通報制度を整備し、「内部通報規程」に基づき、その運用を行うこととする。
- ト. 内部監査部門として業務執行部門から独立した内部監査室を置くこととする。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- イ. 取締役は、その職務の執行に係る文書その他の重要な情報を、「文書管理規程」及び「情報管理規程」に基づき、その保存媒体に応じて適切な状態で保存・管理することとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. 当社は、リスク管理の基本方針として、当社の業務執行に係るリスクを洗い出し、それぞれのリスク毎に管理・対応策を定め、リスクの軽減に取り組むこととする。
- ロ. 不測の事態が発生した場合は、「危機管理規程」に基づき、社長を本部長とする対策本部を設置し、迅速かつ適切に対応することにより事業の継続を確保するための態勢を整えることとする。
- ハ. 管理部によりリスク情報の収集と分析を行ない、取締役会において対策の検討等を効率的に行うこととする。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ. 取締役会は、経営の基本方針に基づき、当社の事業計画、年度予算を決定する。
- ロ. 取締役会の決定に基づく業務執行については、「組織規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」、「予算管理規程」等の社内規程やマニュアル等で、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細等について定め、実施することとする。

⑤ 当社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- イ. 当社並びにその子会社からなる企業集団と取引を行う場合は、当該取引の合理性（事業上の必要性）、取引条件の妥当性等を慎重に検討したうえで取引を行う等、取引の適正性を確保する体制を構築する。
- ロ. 経営管理については管掌取締役を定め、当社との事前協議・報告制度による子会社の経営管理を行うものとし、必要に応じてモニタリングを行う。
- ハ. 子会社を含めた業務の適正を確保するため、子会社に役職員を派遣することに加え、必要に応じてミーティングを実施し、報告を求めるとともに、情報交換やグループ全体への徹底事項の伝達を行う。

⑥ 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- イ. 監査役会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、迅速に必要な業務補助者を置くこととし、その任命、異動、評価等人事に関する事項については、取締役会に要請するものとする。
- ロ. 業務補助者は、監査役から指示された職務が発生した場合、監査役の指揮命令に従うものとする。

- ⑦ 当社及びグループ会社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- イ. 当社及び子会社の取締役及び使用人は、業務又は業績に重大な影響を及ぼす、又はそのおそれのある事態を発見したときは、遅滞なくその内容を各社の監査役に報告することとする。
- ロ. 各社の監査役は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な書類を閲覧し、必要に応じて各社の取締役及び使用人に対して報告を求めることとする。
- ハ. 当社及び子会社は、各社の監査役へ報告を行った取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由としていかなる不利な取扱いを行わないものとする。
- ニ. 当社及び子会社の取締役は、「内部通報規程」による内部通報の内容、会社の対応等の顛末についても必要に応じて各社の監査役に報告することとする。
- ⑧ 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- イ. 当社は、監査役が会社法に基づく、その職務の執行のために必要な費用の前払又は償還等を請求したときは、速やかに当該費用又は債務を処理することとする。
- ⑨ その他監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ. 監査役会は、代表取締役と定期的な意見交換会を開催し、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図ることとする。
- ロ. 監査役は、内部監査室との連携を図り、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図ることとする。
- ⑩ 反社会的勢力排除に向けた体制
- イ. 当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関係を遮断する。また反社会的勢力及び団体から不当な要求があった場合には、必要に応じて外部機関（警察、弁護士等）と連携して組織的に取り組み、毅然とした対応をとる。

ロ．当社は、自治体（都道府県）が制定する暴力団排除条例の遵守に努め、暴力団等反社会的勢力の活動を助長し、又は暴力団等反社会的勢力の運営に資することとなる利益の供与は行わない。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 取締役会

当社の取締役会は、取締役6名（うち社外取締役3名）で構成され、経営上の重要な事項に関する意思決定及び取締役の職務執行の監督機関として機能しております。当事業年度の実績は、定例取締役会の12回を含めて計17回開催され、重要事項は全て付議されております。また、当社は社外取締役を選任し、企業経営の専門的知見に基づき、客観的視点から当社の経営全般に対する牽制及び監視を行ない、経営の公正性及び透明性を確保しております。

② 監査役会

当社は監査役会を設置しており、3名で構成されております。監査役は監査役会規程に基づき、取締役の業務執行状況を適正に監査しております。また監査役は取締役会に出席し、取締役の職務の執行状況を監視するとともに、適宜必要な意見を述べています。

③ 内部監査の状況

当社は会社組織・制度及び業務が経営方針及び社内規程等を遵守し、適切に遂行されているかを検証・評価し助言することにより業務改善を推進するため、被監査部門から独立した内部監査室に担当者1名を配置し、代表取締役の指示により各部門及び子会社の内部監査を実施しております。監査を実施するにあたっては監査役会と情報交換を随時行ない、連携しながら効果的・効率的な監査を実施しております。また、監査役会と内部監査担当者は、監査の各段階で情報共有と意見交換を実施しており、内部監査報告とそれに基づく情報の共有、意見交換を行なっております。

7. 会社の支配に関する基本方針

当社は、財務及び事業の方針の決定を支配する者は、安定的な成長を目指し、企業価値の最大化・株主合同の利益の確保に経営資源の集中を図るべきと考えております。

現時点では特別な買収への対応策は導入しておりませんが、今後も引き続き社会情勢等の変化を注視しつつ弾力的な検討を行ってまいります。

8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、利益配分につきましては、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続して実施していくことを基本方針としております。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

当事業年度の配当につきましては、内部留保資金の確保のため実施しておりません。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数は切り捨て表示しております。

連結貸借対照表

2024年12月31日現在

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
【流動資産】	139,706	【流動負債】	349,210
現金及び預金	57,237	買掛金	60,397
売掛金及び契約資産	46,526	短期借入金	30,000
棚卸資産	1,872	1年内返済予定の長期借入金	29,352
前払費用	35,121	未払金	41,482
その他	1,689	未払法人税等	2,193
貸倒引当金	△2,739	未払消費税等	11,126
		契約負債	162,331
【固定資産】	20,332	その他	12,325
(有形固定資産)	0	【固定負債】	139,609
機械装置	0	長期借入金	139,609
工具、器具及び備品	0		
(投資その他の資産)	20,332	負 債 合 計	488,819
投資有価証券	10,023	純 資 産 の 部	
長期前払費用	4,132	【株主資本】	△329,181
長期未収入金	12,182	資本金	175,490
その他	6,176	資本剰余金	136,547
貸倒引当金	△12,182	利益剰余金	△641,218
		【新株予約権】	400
		純 資 産 合 計	△328,781
資 産 合 計	160,038	負 債 純 資 産 合 計	160,038

(注) 表示単位未満の端数は切り捨て表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

自 2024年 1 月 1 日
至 2024年12月31日

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	589,144
売 上 原 価	323,886
売 上 総 利 益	265,257
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	352,101
営 業 損 失 (△)	△86,843
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	5
利 子 補 給 金	205
そ の 他	543
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	3,544
そ の 他	57
経 常 損 失 (△)	△89,690
税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失 (△)	△89,690
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	978
当 期 純 損 失 (△)	△90,669
非支配株主に帰属する当期純損失 (△)	－
親会社株主に帰属する当期純損失 (△)	△90,669

(注) 表示単位未満の端数は切り捨て表示しております。

連結株主資本等変動計算書

自 2024年1月1日
至 2024年12月31日

(単位：千円)

	株主資本				新株予約権	非支配株主持分	純資産計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本計			
当期首残高	175,490	136,547	△550,549	△238,512	400	—	△238,112
当期変動額							
親会社株主に帰属する当期純損失(△)			△90,669	△90,669			△90,669
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						—	—
当期変動額合計	—	—	△90,669	△90,669	—	—	△90,669
当期末残高	175,490	136,547	△641,218	△329,181	400	—	△328,781

(注) 表示単位未満の端数は切り捨て表示しております。

連 結 注 記 表

(継続企業の前提に関する注記)

当社グループは、前連結会計年度に営業損失95,815千円、経常損失94,531千円、親会社株主に帰属する当期純損失95,660千円を計上しました。当連結会計年度においても営業損失86,843千円、経常損失89,690千円、親会社株主に帰属する当期純損失90,669千円を計上しました。その結果、当連結会計年度末において328,781千円の債務超過となりました。これにより、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

当社グループは、当該状況を解消すべく、2023年5月より新規事業として経営者の悩みを解決し、参加メンバーの事業成長を支援するスポーツを軸とした会員制経営者コミュニティ、アスティーダサロンの運営を行っており、その結果、当連結会計年度末日時点における有料会員数は326社となり、営業損失の縮小に寄与していますが、当事業におけるサービスをさらに拡充させ、会員数の増加と顧客満足度の向上を図ることにより、経営基盤を強固にまいります。

さらに、アスティーダサロン事業の運営による営業損益及び営業キャッシュ・フローの改善に伴い、琉球アスティーダ、九州アスティーダ両チーム運営の投資余力を生み出し、ビジネス上の相乗効果を図ることで、スポンサーやファンの基盤もより強固なものにしてまいります。

また、財務面においても2025年2月より順次第三者割当増資を行い投資余力の拡大を図ってまいります。

以上の対応策を実施することにより、事業面及び財務面での安定を図り、当該状況の解消及び改善に努めてまいります。しかしながら、上記の対応策等は実施途上であること、特にアスティーダサロンの運営においては将来の売上見込についての予測を含んでおり、現時点においては継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、連結計算書類は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を連結計算書類には反映しておりません。

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 1 社
- ・主要な連結子会社の名称 九州アスティード株式会社
- ・連結子会社の異動（持分の売却による減少）

AMG株式会社

AMG株式会社につきましては、2023年11月25日付にて解散し、2024年5月23日に清算が終了したため、当期首に、連結の範囲から除外しております。

(2) 非連結子会社の状況

該当事項はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更に関する注記

「(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等) 1. 連結の範囲に関する事項 (1) 連結子会社の状況」に記載の通りです。

4. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち決算日が連結決算日と異なる会社はありません。

5. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① その他有価証券

- ・市場価格のない株式等
移動平均法による原価法

② 棚卸資産（収益性の低下による簿価切下げの方法）

- ・商品 総平均法による原価法
- ・原材料 最終仕入原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、建物附属設備のうち2016年4月1日以降に取得したものについては定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

機械装置及び運搬具 8年

工具、器具及び備品 2～8年

② 長期前払費用

定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は、以下の通りであります。

① スポーツ関連事業

スポーツ関連事業においては、スポンサー収入が主な収益となります。これについては、顧客との契約期間にわたって履行義務が充足されることから、期間の経過に応じて収益を認識しております。なお、取引の対価は契約に基づき段階的に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

② 飲食事業

飲食事業においては、飲食店の運営による収入が主な収益となります。これについては、顧客に料理等の財又はサービスを提供した時点で顧客が支配を獲得し履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

③ アスティーダサロン事業

アスティーダサロン事業においては、会員へのサービスの提供に基づく会費収益が主な収益となります。これについては、顧客との契約期間にわたって履行義務が充足されることから、期間の経過に応じて収益を認識しております。なお、取引の対価は契約に基づき前受又は段階的に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

(表示方法の変更)

前連結会計年度において連結貸借対照表上の「投資その他の資産」「その他」に含めておりました「長期未収入金」(前連結会計年度8,089千円)及び「流動負債」「その他」に含めておりました「未払消費税等」(前連結会計年度9,104千円)については、重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

有形固定資産の減価償却累計額 2,872千円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末の株式数
普通株式	1,619,700株	—	—	1,619,700株

2. 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 83,000株

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用調達計画に照らして、必要な資金を主に銀行借入や社債発行により調達しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2024年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次の通りであります。また、短期間で決済されるため帳簿価額に近似する預金、売掛金及び契約資産、未収入金、買掛金、短期借入金、未払金、未払法人税等、契約負債については記載を省略しております。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額(※)	時 価 (※)	差 額
長 期 借 入 金	(168,961)	(162,891)	△6,069

(※) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(※) 市場価格のない株式等の連結貸借対照表価額は以下の通りであります。

(単位：千円)

	当 連 結 会 計 年 度
非 上 場 株 式	10,023

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

- (1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債
該当事項はありません。

- (2) 時価をもって連結貸借対照表価額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区 分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合 計
長 期 借 入 金	—	(162,891)	—	(162,891)

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

長期借入金

元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント			
	スポーツ 関連事業	飲食事業	アスティ ーダサロ ン事業	計
売上高				
一時点で移転される財サービス	29,435	164,562	41,026	235,024
一定の期間にわたり移転される財 又はサービス	149,856	1,400	202,863	354,119
顧客との契約から生じる収益	179,291	165,963	243,889	589,144
その他の収益	—	—	—	—
外部顧客への売上高	179,291	165,963	243,889	589,144

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等) 5. 会計方針に関する事項 (4) 収益及び費用の計上基準」に記載の通りです。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債等の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	79,956
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	34,234
契約資産（期首残高）（注）1	14,250
契約資産（期末残高）（注）1	12,291
契約負債（期首残高）（注）2	114,227
契約負債（期末残高）（注）2	162,331

(注) 1 契約資産は顧客とのスポンサー契約において、期末日現在で部分的に完了しているが未請求の対価に対する権利に関するものです。対価に対する権利が無条件になった時点で顧客との間に契約から生じた債権に振り替えられます。対価は、顧客と定められたスポンサー契約に基づいて請求し、受領しております。

なお、連結貸借対照表上、顧客との契約から生じた債権及び契約資産は「売掛金及び契約資産」と表示しております。

2 契約負債は主に顧客からの前受金に関するものであり、収益を認識する際に充当され残高が減少いたします。当連結会計年度に認識した収益のうち、期

首時点の契約負債（前受金）に含まれていた額は114,227千円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	△203円24銭
1株当たり当期純損失	△55円98銭

(重要な後発事象に関する注記)

(第三者割当増資による新株式の発行)

当社は、2025年2月14日開催の取締役会において、個人株主2名を割当先とする、第三者割当増資による新株式の発行を次のとおり決議しております。

(1)募集方法	第三者割当
(2)発行する株式の種類及び数	普通株式20,000株
(3)割当価格	1株につき金1,000円
(4)資本組入額	1株につき金 500円
(5)割当価格の総額	20百万円
(6)資本組入総額	10百万円
(7)払込期日	2025年2月28日
(8)割当予定先及び割当株式数	個人株主2名、計20,000株
(9)資金使途	スポーツ関連事業部及びアスティーダサロン事業部におけるサービス強化のための人件費及び広告・外注費用
(10)その他	該当無し

貸 借 対 照 表

2024年12月31日現在

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
【流動資産】	110,113	【流動負債】	292,745
現 金 及 び 預 金	46,870	買 掛 金	37,134
売掛金及び契約資産	40,032	短 期 借 入 金	30,000
商 品	601	1年内返済予定の長期借入金	29,352
原 材 料	1,271	未 払 金	34,584
前 払 費 用	23,425	未 払 法 人 税 等	1,985
そ の 他	877	未 払 消 費 税 等	9,491
貸 倒 引 当 金	△2,963	契 約 負 債	139,140
		未 払 費 用	2,154
		そ の 他	8,902
【固定資産】	18,332	【固定負債】	139,609
(有形固定資産)	0	長 期 借 入 金	139,609
機械装置	0		
工具、器具及び備品	0	負 債 合 計	432,354
(投資その他の資産)	18,332	純 資 産 の 部	
投 資 有 価 証 券	10,023	【株主資本】	△304,308
関 係 会 社 株 式	0	資 本 金	175,490
出 資 金	10	資 本 剰 余 金	137,990
長 期 未 収 入 金	10,816	資 本 準 備 金	137,990
長 期 前 払 費 用	2,132	利 益 剰 余 金	△617,788
そ の 他	6,166	その他利益剰余金	△617,788
貸 倒 引 当 金	△10,816	繰越利益剰余金	△617,788
		【新株予約権】	400
資 産 合 計	128,446	純 資 産 合 計	△303,908
		負 債 純 資 産 合 計	128,446

(注) 表示単位未満の端数は切り捨て表示しております。

損 益 計 算 書

自 2024年1月1日
至 2024年12月31日

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		
ス ポ ー ツ 売 上	102,535	
飲 食 売 上	165,963	
サ ロ ン 売 上	243,889	512,387
売 上 原 価		266,004
売 上 総 利 益		246,382
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		330,392
営 業 損 失 (△)		△84,009
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	5	
利 子 補 給 金	205	
そ の 他	543	753
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	3,510	
社 債 利 息	33	
そ の 他	57	3,601
経 常 損 失 (△)		△86,857
税 引 前 当 期 純 損 失 (△)		△86,857
法人税、住民税及び事業税		770
当 期 純 損 失 (△)		△87,627

(注) 表示単位未満の端数は切り捨て表示しております。

株主資本等変動計算書

自 2024年 1 月 1 日

至 2024年12月31日

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計
		資 本 金 準 備 金	資本剰余金 合 計	その他利益 剰 余 金 繰越利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計	
当 期 首 残 高	175,490	137,990	137,990	△530,161	△530,161	△216,681
当 期 変 動 額						
当 期 純 損 失				△87,627	△87,627	△87,627
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						
当期変動額合計	－	－	－	△87,627	△87,627	△87,627
当 期 末 残 高	175,490	137,990	137,990	△617,788	△617,788	△304,308

	新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
当 期 首 残 高	400	△216,281
当 期 変 動 額		
当 期 純 損 失		△87,627
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）		
当期変動額合計	－	△87,627
当 期 末 残 高	400	△303,908

(注) 表示単位未満の端数は切り捨て表示しております。

個 別 注 記 表

(継続企業の前提に関する注記)

当社は、前事業年度に営業損失94,853千円、経常損失93,966千円、当期純損失96,108千円を計上しました。当事業年度末においても営業損失84,009千円、経常損失86,857千円、当期純損失87,627千円を計上しました。その結果、当事業年度末において303,908円の債務超過となりました。これにより、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

当社は、当該状況を解消すべく、2023年5月より新規事業として経営者の悩みを解決し、参加メンバーの事業成長を支援するスポーツを軸とした会員制経営者コミュニティ、アスティードサロンの運営を行っており、その結果、当事業年度末日時点における有料会員数は326社となり、営業損失の縮小に寄与していますが、当事業におけるサービスをさらに拡充させ、会員数の増加と顧客満足度の向上を図ることにより、経営基盤を強固にしております。

さらに、アスティードサロン事業の運営による営業損益及び営業キャッシュ・フローの改善に伴い、琉球アスティード、九州アスティード両チーム運営の投資余力を生み出し、ビジネス上の相乗効果を図ることで、スポンサーやファンの基盤もより強固なものにしてまいります。

また、財務面においても2025年2月より順次第三者割当増資を行い投資余力の拡大を図ってまいります。

以上の対応策を実施することにより、事業面及び財務面での安定を図り、当該状況の解消及び改善に努めてまいります。しかしながら、上記の対応策等は実施途上であること、特にアスティードサロンの運営においては将来の売上見込についての予測を含んでおり、現時点においては継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、計算書類及びその附属明細書は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を、計算書類及びその附属明細書には反映しておりません。

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

①商品

総平均法

②原材料

最終仕入原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

機械及び装置 8年

工具、器具及び備品 2～8年

(2) 長期前払費用

定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下の通りであります。

(1) スポーツ関連事業

スポーツ関連事業においては、スポンサー収入が主な収益となります。これについては、顧客との契約期間にわたって履行義務が充足されることから、期間の経過に応じて収益を認識しております。なお、取引の対価は契約に基づき段階的に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

(2) 飲食事業

飲食事業においては、飲食店の運営による収入が主な収益となります。これについては、顧客に料理等の財又はサービスを提供した時点で顧客が支配を獲得し履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

(3) アスティーダサロン事業

アスティーダサロン事業においては、会員へのサービスの提供に基づく会費収益が主な収益となります。これについては、顧客との契約期間にわたって履行義務が充足されることから、期間の経過に応じて収益を認識しております。なお、取引の対価は契約に基づき前受又は段階的に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

(表示方法の変更)

前事業年度において貸借対照表上の「流動負債」「その他」に含めておりました「未払消費税等」（前事業年度5,669千円）については、重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額

売掛金 35,032千円

契約資産 4,999千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 2,648千円

3. 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務

短期金銭債権 5,000千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

(1) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

該当事項はありません。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

繰延税金資産	
未払事業税	394
貸倒引当金	4,122
研究開発費	1,122
店舗閉鎖損失	317
減損損失	829
減価償却超過額	305
関係会社評価損	6,203
税務上の繰越欠損金	164,541
繰延税金資産小計	177,838
評価性引当額	△177,838
繰延税金資産合計	—

(関連者当事者との取引に関する注記)

役員及び個人主要株主等

(単位：千円)

種類	会社等の名称又は氏名	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引内容	取引金額	科目	期末残高
役員	早川 周作	被所有 直接 53.33	当社 代表取締役	当社不動産 賃貸借契約の 債務被保証	13,829	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 当社の事業所物件の賃借料について債務保証を受けております。取引金額については債務保証を受けている物件について、当事業年度に支払った賃借料を記載しております。なお、保証料の支払いはありません。

(収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表（収益認識に関する注記）」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	△187円88銭
1株当たり当期純損失	△54円10銭

(重要な後発事象)

連結注記表に記載した事項と同様であります。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年2月28日

琉球アスティーダスポーツクラブ株式会社

取締役会 御中

監査法人FRIQ

東京都千代田区

指 定 社 員	公 認 会 計 士	石 川	浩 平
業務執行社員			
指 定 社 員	公 認 会 計 士	笠 原	寿 敦
業務執行社員			

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、琉球アスティーダスポーツクラブ株式会社の2024年1月1日から2024年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、琉球アスティーダスポーツクラブ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は継続して重要な営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する当期純損失を計上しており、当連結会計年度末において債務超過の状況にあることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結財務諸表には反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に

応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年2月28日

琉球アスティーダスポーツクラブ株式会社
取締役会 御中

監査法人FRIQ

東京都千代田区

指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	石 川	浩 平
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	笠 原	寿 敦

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、琉球アスティーダスポーツクラブ株式会社の2024年1月1日から2024年12月31日までの第7期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は継続して重要な営業損失、経常損失及び当期純損失を計上しており、当事業年度末において債務超過の状況にあることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。財務諸表

は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表には反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従っ

て、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年1月1日から2024年12月31日までの第7期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)について「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人「監査法人F R I Q」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人「監査法人F R I Q」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年２月28日

琉球アスティーダスポーツクラブ株式会社 監査役会

常勤監査役 幸家 秀男 ㊞

社外監査役 山下 翔一 ㊞

社外監査役 中村 直樹 ㊞

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

議案 監査役2名選任の件

監査役2名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。
 つきましては、監査役2名の選任をお願いするものであります。
 なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。
 監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴 、 地 位 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社 の株式の数
1	こ だ ま たつゆき 兄 玉 竜 幸 (1985月5月27日生)	2018年8月 司法試験合格 2022年3月 弁護士法人琉球法律事務所 (現弁護士法人琉球スフィア スフィア法律事務所)	—
<監査役候補者とした理由> 兄玉 竜幸氏は、弁護士資格を有しており、監査役の立場から当社の経営に参画いただくことで、当社の経営の健全性確保に貢献されることを期待し、同氏を監査役候補者としました。			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴 、 地 位 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社 の株式の数
2	やました しょういち 山下 翔一 (1983年12月18日生)	2014年4月 株式会社ペライチ 創業 取締役会長 2017年4月 一般財団法人カブジチコンソー シアム 代表理事 (現任) 2018年10月 株式会社サガブリンティング 取締役 (現任) 2019年2月 一般財団法人全世界シンクロ・ アート財団理事 (現任) 2019年4月 環境省主導国家プロジェクト 「地域循環共生圏」参画 (現任) 2019年11月 クラファン株式会社社外取締役 (現任) 2019年12月 一般社団法人おうえんフェス 創業 理事・会長 (現任) 2020年8月 ごちつぶ株式会社 創業 取締役会長 (現任) 2021年12月 当社 社外監査役 (現任) 2022年11月 株式会社TRAYD INNOVATION 社外取締役 (現任) 2022年12月 株式会社日本情報セキュリティ 創業 代表取締役 (現任) 2023年4月 株式会社NINJA SYSTEMS 創業 取締役 (現任) 2023年6月 NEO ASIA JAPAN株式会社 創業 取締役・球団GM (現任) 2024年2月 推し旅株式会社 創業 取締役 (現任)	—
	<社外監査役候補者とした理由> 山下翔一氏は、経営における豊富な経験と幅広い知見をもとに、社外監査役として取締役会でご発言いただき、業務執行に対する監督等適切な役割を果たしていただいております。2021年12月から社外監査役として当社経営に関与しており、社外監査役の立場から引き続き当社の経営に参画いただくことで、当社の経営の健全性に貢献されることを期待し、同氏を社外監査役候補者としました。		

(注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 山下翔一氏は、社外監査役候補者であります。
3. 山下翔一氏は、現在、当社の社外監査役でありますが、監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年3か月となります。
4. 当社は、山下翔一氏が再任された場合、会社法第427条第1項に規定する責任限定契約を法令が定める限度額の範囲内で締結する予定であります。

以 上

●株主総会会場ご案内図

ホテル コレクティブ
2階 大宴会場
沖縄県那覇市松尾2丁目5番地7号
電話 (098)860-8366



【交通機関】

○バスのご利用

- ・那覇バスターミナル下車 徒歩約15分
- ・松尾バス停下車 徒歩0分

○ゆいレールのご利用

- ・ 県庁前駅下車 徒歩約10分
- ・ 美栄橋駅下車 徒歩約10分
- ・ 牧志駅下車 徒歩約12分